

件名:

2017 年改正商標法改正に代わる

2023 年の商標、サービスマーク、商号又は及びマーキングされた容器に関する規定及び規則。

国は、効果的な産業財産権制度が国内の創造性の発展に不可欠であり、技術の移転を促進し、外国からの投資を誘致し、製品の市場アクセスを確保するものであることを認識する。

商標登録における行政手続を合理化し、フィリピンにおける知的財産権の執行を強化することは、国の政策である。

商標の原則と実務の発展、これらの発展と利害関係者の要望に対応した規定を作ることを認識し、共和国法第 8293 号(別称「IP 法」)に規定される非伝統的な視覚商標の保護と、悪意で出願されたと推定される出願に対する権利者を保護するため、2017 年商標規則を改正する必要がある。

IPOPHL は、公共の利益に最も資するため、また、ゼロコンタクト・ポリシーへの移行や業務関連取引の自動化を考慮して、既存の規則と業務プロセスのあり方を再調整するため、公式通達や支払い、送信、受領を促進・迅速化等、変化する状況に鑑みオンラインシステムを構築した。そして

IP 法の第 7 条(a)に基づき、長官は、事務局の目的、方針、計画、プログラム及びプロジェクトを実施するための規定及び規制の公布を含む、事務局の機能及び活動を管理及び指示するものとする。

フィリピン知的財産法典として知られる共和国法第 8293 号に基づく権限に基づき、商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する以下の規定及び規則をここに公布する。

第 1 部 商標登録及びサービスマークの登録

規則 100 表題

本規則は「2023 年商標規則」と称する。

規則 101 定義

別段の定めがない限り、以下の用語の意味は本規則に規定される意味を有する:

- (a) 「実際の使用」とは、通常取引過程における使用であって、公衆を対象とする真の商業目的を示すものをいう。
- (b) 「局又は事務局」とは、フィリピン知的財産権庁の商標局をいう。
- (c) 「認証マーク」とは、ある人の商品又はサービスの地域的又はその他の地理的な原産地、材料、製造方法、品質、正確さ、その他の特性、又は商品又はサービスに関する作業又は労働がグループ又は団体のメンバーによって行われたことを認証するために、当該所有者以外の複数の人が所有者の許可を得て商業で使用するか意図した標章をいう。

- (d) 「団体商標」とは、登録出願の際に指定された可視標章であって、団体商標の登録所有者の管理下でその標章を使用する異なる企業の商品又はサービスの出所又は品質を含むその他の共通の特徴を区別することができるものをいう。
- (e) 「通信」とは、提出日要件の順守を除き、オフィスアクション、請願、要求、申立、又は維持要件に関する提出物、又は事務局に提出された表題に影響を与える文書を意味する。
- (f) 商標が周知であるか否かを判断するための「権限ある当局」とは、裁判所、長官、法務局を意味する。
- (g) 「局長」とは、商標局の局長をいう。
- (h) 「長官」とは、フィリピン知的財産権庁の長をいう。
- (i) 「審査官」とは、商標審査官又は登録出願やその更新を審査する権限を持つ商標局の職員や従業員をいう。
- (j) 「IP 法」とは、フィリピン知的財産法典として知られる共和国法第 8293 号(改正後)をいう。
- (k) 「IPOP HL 電子公報」とは、知的財産法典に基づき公告が要求されるすべての事項を公告する知的財産庁の電子出版物をいう。
- (l) 「郵送日」とは、場合により、通信システムを通じて最初に送信された日、又は出願人／登録人もしくはその代理人の指定された登録電子メールに送信された日を意味する。オフィスアクション又は発行が、e-コレスポンドと電子メールの両方で受信された場合、遅い受信日が起算日となる。
- (m) 「商標」とは、企業の商品(商標)又はサービス(サービスマーク)を識別することができるあらゆる可視商標を意味し、商号及び又はマーキングされた容器を含む。
- (n) 「IPOP HL」とは、フィリピン知的財産権庁をいう。
- (o) 「登録メール」とは、申込者・登録人又はその電子メールアドレスである。オンライン出願システム(eTMFile)に記載又は入力された代理人／代表者 又はその後に事務局に通知されることをいう。
- (p) 「規則」とは、これらの規定及び規則並びに商標局局長が策定し、長官によって承認されるその他の後続の発行物をいう。
- (q) 「商号」とは、ビジネスネーム、カンパニーネーム、コーポレートネームとも呼ばれ、企業を識別又は区別する名称又は呼称、又は企業が運営又は事業を行う際の名称をいう。
- (r) 「翻訳」とは、フランス語の単語を英語に表現するように、ある言語の単語と同等の意味を他の言語で表現することを意味する。
- (s) 「翻字」とは、漢字をローマ字やラテン文字で表現するように、ある言語の単語又は文字を、音の類似性によって他の言語又はアルファベットの対応する単語、文字又は文字に変換することを意味する。

規則 102 登録要件

商標は、以下に該当する場合は登録することができない：

- (a) 反道徳的、欺瞞的、スキャンダラス、又は生死を問わず人物、制度、信念、国の象徴との関係を貶めたり虚偽に示唆したり、軽蔑や評判を落とす内容から構成されているもの。
- (b) フィリピンもしくはその政治的下部組織、又は外国の国旗もしくは紋章又はその他の記章、又はその模倣品からなるもの。
- (c) 本人の書面による同意があるものを除き、特定の生存する個人を識別する名前、肖像又は署名からなるもの。または、未亡人がいる場合は、当該未亡人の書面による同意がある場合を除き、死亡したフィリピン大統領の名前、署名、肖像画。
- (d) 異なる所有者に属する登録商標、又は出願日もしくは優先日が早い商標と、以下の点で同一であること：
 - (i) 同じ商品又はサービスである、又は
 - (ii) 密接に関連する商品又はサービス、又は
 - (iii) 誤認させ、又は混同を生じさせるおそれのある商標に酷似しているもの
- (e) 登録出願人以外の者の商標であり、同一又は類似の商品又はサービスに使用されているものとして、登録の有無にかかわらず、国際的及びフィリピンにおいて周知であるとフィリピンの権限のある当局によってみなされる商標と同一又は紛らわしく類似しており、又はその翻訳を構成するものである場合：ただし、商標が周知であるか否かを判断する際には、公衆全体ではなく、関連する公衆の分野の知識(商標の宣伝の結果として得られたフィリピンにおける知識を含む)を考慮するものとする：
- (f) 登録が出願されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関してフィリピンで登録されている、前項に従って周知とみなされる商標と同一であるか、紛らわしいほど類似しているか、又はその翻訳を構成するものである場合：ただし、これらの商品又はサービスに関する商標の使用は、これらの商品又はサービスと登録商標の所有者との間の関係を示すものであることを条件とする：ただし、そのような使用によって登録商標の所有者の利益が害される場合に限る。
- (g) 特に商品又はサービスの性質、品質、特性又は地理的な原産地に関して、公衆を誤解させる可能性がある場合。
- (h) その商品又はサービスを表す一般的な標章のみから識別される場合。
- (i) 日常言語又は善意の確立された取引慣行において、商品又はサービスを指定するために慣習的又は通常となった標章又は表示のみからなる場合。
- (j) 取引上、種類、品質、数量、目的、価値、地理的な原産地、商品の生産時期又はサービスの提供時期、又は商品もしくはサービスのその他の特性を指定するのに役立つ符号又は表示のみからなる場合。
- (k) 技術的要因、商品自体の性質、又は商品本来の価値に影響を与える要因によって必要とされる可能性のある形状からなる場合。
- (l) 色だけで構成され、与えられた形によって定義されることがない場合。
- (m) 公の秩序又は道徳に反しないものである場合。

第(j)項、第(k)項及び第(l)項に掲げる標章又は装置については、フィリピンにおける商業において使用された結果、登録が要求される商品又はサービスとの関係で識別力を獲得した当該標章又は装置の登録を妨げるものではないものとする。事務局は、商標が出願人の商品及び／又はサービスに関連して商業的に使用されることにより識別力を獲得したことの一定の証拠として、特殊性の主張が

なされた日以前 5 年間フィリピンの商業において出願人が実質的に独占的かつ継続的に使用したことを認めることがある。

商標が適用される商品又はサービスの性質は、登録の障害となることはないものとする。

規則 104 商号又は事業上の名称

名称又は呼称は、その性質又はその使用が公序良俗に反し、特に、その名称によって識別される企業の性質について取引界又は公衆を欺くおそれがある場合には、商号として使用することができない。

商号の登録義務に関する法令にかかわらず、商号は、登録の有無にかかわらず、第三者による不法行為から保護されるものとする。特に、第三者による商号の使用は、商号であるか、商標であるか、団体商標であるかを問わず、また、類似の商号又は商標の使用であっても、公衆に誤解を与える可能性のあるものは、違法とみなされるものとする。

IP 法第 153 条から第 156 条までの商標の取消及び侵害について規定された救済措置と第 166 条及び第 167 条は、商号に準用されるものとする。

商号の所有権の変更は、その商号によって識別される企業又はその一部の譲渡によって行われるものとする。ただし、当該商標が適用される商品及び／又はサービスの性質、出所、製造方法、特性、目的適合性に関して、特に公衆を誤認させる可能性がある場合には、当該移転又は譲渡は無効となる。

第 2 部 商標に係わる権利

規則 200 商標の取得方法

商標に関する権利は、法律に従って有効になされた登録によって取得される。

規則 201 国際条約及び相互主義

知的所有権又は不正競争の抑止に関する条約、又は協定のフィリピンも締約国である、あるいは法律によりフィリピンの国民に相互の権利を拡張している国の国民である者、又はその国に居住している者、あるいは現実かつ真正の産業上の営業所を有する者は、知的財産権所有者が IP 法により他に与えられる権利に加えて、当該条約又は相互法の規定を有効にするために必要な範囲の利益を受けることができるものとする。

このような者の商標の登録は、その国での登録から独立しているものとする。当該登録のフィリピンにおける有効期間、有効性、又は移転は、IP 法及び本規則に準拠するものとする。

規則 202 優先権;優先権を主張するための基礎

規則 201 に挙げる者によりフィリピンにて先に商標登録出願が正規に提出された場合に、その者により同一の商標についてそれらの国の 1 つにおいて提出された登録出願は、当該出願を当該外国において最初に提出した日に提出されたものとみなされるものとする。

本規則に記載された者によるフィリピンでの商標の登録は、当該商標が出願人の本国において登録されるまでは、認められない。ただし、異議申立てのために商標の公告を認めることができるが、その公告は、出願人の本国において商標が登録されたことが確認されるまでは差し控えるものとする。出願人の本国とは、出願人が国民であり、住所を有し、又は現実かつ真正の工業上もしくは商業上の営業所を有する国をいう。

ただし、上記にかかわらず、知的財産法及び本規則に定義される著名な商標の所有者で、フィリピンで登録されていないものは、同一又は混同するほど類似した商標に対して、法に定める他の救済手段を利用することを妨げることなく、その登録に反対し、又はその登録取消を申し立て、もしくは不正競争として訴えることができる。

同様の方法で、同様の条件及び要件に従い、優先権は、同一の外国におけるその後の正規の出願に基づくことができる：ただし、優先権の基礎とされ、かつ、当該後続の出願より前に提出された外国出願は、公衆の縦覧を受けることなく、かつ、いかなる権利も残すことなく、取り下げられ、放棄され又はその他の処分を受け、優先権を主張するための基礎とならなかったものであり、以後、優先権を主張するための基礎となることはないものとする。

規則 203 優先権を主張する出願の要件

優先権を主張する出願は、最も古い外国出願がなされた日から6月以内に行わなければならない。出願及び／又は登録の事実が最先の出願を行った外国の知的財産権庁の公式ウェブサイトから確認できる場合、出願人は、優先権の主張の基礎となる外国の出願又は登録の謄本を提出することを要しない。そうでない場合、出願人は、審査官のオフィスアクションの郵送日から6月以内に、外国登録の写しと、必要であれば英訳を提出する必要がある(規則 614 の規定により延長される場合がある)。

動き商標の優先権主張で、一方の出願が静止画(例:JPEG)、他方が動画ファイル(例:MP4)で表現されているような2種類の表現がある場合、動画ファイルのすべての要素及びその完全な動きが静止画の順番で明確に識別できる場合にのみ認められる。後続のフィリピン出願が一連の静止画で表現されている場合、その内容が条約優先権の根拠となる商標と同一であることを確認するための説明を要求することができる。

これらの要素のいずれかが欠落し、完全な動きを明確に識別できない場合、商標は非同一とみなされ、優先権主張が却下されることになる。

ホログラム商標の優先権主張で、一方の出願が一連のグラフィック又は写真画像(画像ファイル、例:JPEG)で表されたホログラムであり、他方がビデオファイル(例えばMP4)で表されたものである場合、ビデオファイルのすべての要素及びホログラム効果の異なる段階が一連のグラフィック又は写真画像で明確に識別できる場合にのみ、2種類の表示がある場合の優先権主張を認める。

これらの要素及びホログラフィック効果の異なる段階のいずれかが明確に識別できない場合、商標は非同一とみなされ、優先権主張が却下されるものとする。

規則 204 実際の使用の宣言を提出するための期間

事務局は、出願時に商取引における使用の証明を要求しない。出願人又は登録人は、以下の期間に、その旨を示す証拠を添付し、所定の手数料を支払って、商標の実使用宣言書(Declaration of Actual Use:DAU)を提出しなければならない：

- (a) 出願日から3年以内。
- (b) 登録の第5周年日から1年以内。
- (c) 更新の日から1年以内。
- (d) 各更新の第5周年日から1年以内。

それ以外の場合、出願は登録を拒否され、又は登録商標は局長によって登録簿から抹消される。

規則 205 3年目のDAUを提出するための期間の延長、許可される場合

出願日から3年以内に提出しなければならないDAUについて、3年の期間が満了する前に出願人又は登録人の請求により、6月の延長期間が認められ、所定の手数料が支払われた場合に限り認められる。商標の実際の使用は、延長期間内に開始することができる。対応する手数料は、DAU又は書類提出期間の延長請求の提出日に支払わなければならない。支払日はDAUの提出日とみなされるものとする。

規則 206 更新 DAU

更新 DAU は、登録の有効期間満了前の6月の期間内に提出することができる。

規則 207 DAU の提出に対して免除されない通知の欠如

事務局は、DAU の適時提出に関する通知又は注意喚起を、事務局のオンライン通信システム (eCorr 等) を通じて送信し、IPOP HL ウェブサイトにおいて公開し、又は他の代替手段により、適切と思われる場合には、出願人／登録人に対して行うことができる。ただし、このような通知又は督促がない場合、いかなる場合にも、出願人又は登録人が所定の期間内に DAU を提出することを免れない。事務局は、出願人又は登録人が必要な DAU を適時に提出しない場合、商標を登録簿から削除し、又は係属中の出願の登録を拒否するものとする。

規則 208 DAU の内容

申告は宣誓の上、出願人又は登録人 (法人の場合は正式な役員、弁護士又は正式な代理人) が行うものとする。申告書は、1 つの出願又は登録にのみ言及し、以下の内容を含まなければならない:

- (a) 出願人又は登録人の氏名及び住所。
- (b) 当該商標がフィリピンで実際に使用されていることの宣言。
- (c) 当該商標が使用されている商品及び／又はサービスのリスト。
- (d) 製品が販売され又はサービスが提供される 1 つ又は複数の事業所の名称及び宛先。商品又はサービスがオンライン購入のみで入手できる場合には、ウェブサイトは、事業所又は販売店の名称又は宛先の代わりに様式で表示されなければならない。

出願人又は登録人は、出願又は登録に記載された商標がフィリピンにおいて実際に使用されていることを示すために、その他の事実を記載することができる。

規則 209 関連分類についての実際の使用の効力

同じ区分の商品及び／又はサービスの一部に対する実際の使用は、その区分の商品及びサービス全体に対する使用とみなされる。ある区分に対する実際の使用は、関連する区分に対する使用とみなされるものとする。ある区分が申告に含まれる場合、最初の申告に含まれない他の区分の商品又はサービスについては、規則 204 に定める DAU の提出期間又は規則 205 に定める申告期間の延長が適時に行われた場合にはその延長期間内に、実際の使用に関する以下の申告を行うことができる。その他の商品及びサービスの区分について、所定の期間内に実際の使用に関する事後申告が行われない場合、当該区分は出願人又は登録人への通知を必要とせず、出願又は登録から自動的に除外されるものとする。

規則 210 実際の使用の証拠

以下のものは、実際に商標が使用されたことの証明として受理されるものとする:

- (a) 商品が販売されていることを明確に示すウェブサイトからダウンロードしたページや本サービスがフィリピンで提供されているもの、又は利用可能であるもの。
- (b) 以下の写真(普通紙に印刷されたデジタル写真を含む):
 - (i) 商品に実際に使用されている商標を付したラベル又は包装。
 - (ii) 商品に刻印された、又はマーキングされた容器。
 - (iii) ファサード又は施設内の商標が表示されている場所に商標が表示されている看板。
- (c) フィリピンにおいて、実際に販売されている商品又は提供されているサービスに商標が使用されていることを示すパンフレット又は広告資料。
- (d) フィリピンにおいて、商品が市場に出回っている又はサービスが利用可能であることを示す領収書又は請求書、又はその他の類似の証拠。
- (e) 商標の使用を示すサービス提供契約の写し。
- (f) その他、局長が許容できると判断する、類似の性質の証拠。

規則 211 不使用の宣言

DAU に代えて、出願人又は登録人は、正当な理由がある場合には、その理由と正当性を示す不使用宣言書(DNU)を提出するものとする。商標の不使用は、その所有者の意思とは無関係な事情によって生じたものであることを免責される場合があるが、いかなる場合にも、資金不足が商標の不使用の免責となることはない。

以下の場合には、商法の不使用を免れることができる:

- (a) 出願人又は登録人が、商品を市場に出す前又はサービスを提供する前に、他の政府機関によって課された要件により、商業における商標の使用を禁止されている場合。
- (b) 法務局、裁判所、又は準司法機関により、商標の使用を禁止する命令又は差止命令が出された場合。
- (c) 当該商標が異議申立て事件、取消事件、審判係属中の場合。

規則 212 DNU を提出するための期間

DNU を提出する期間は以下の通り:

- (a) 出願書の提出日から3年以内。ただし、3年の期間満了前に出願人又は登録人の要求があり、所定の手数料が支払われた場合は、6月の延長期間が認められる。又は
- (b) 登録商標又は積極的な出願の対象となる商標の使用が係争中の訴訟により中断又は中止された場合、第204条に定める所定の期間内。

前項(b)に該当する場合を除き、商標の不使用は通算6年を超えて認められない。このためには、実際の使用が開始され、登録の第5周年日から1年以内にDAUが提出されなければならない。さもなければ、事務局は第207条に従って商標登録を抹消しなければならない。

規則 213 DNU の様式及び内容

DNU は、宣誓の上、以下の事項を明記しなければならない。

商業における商標の実際の使用を禁止する事実。すべての区分に対応する手数料は、申告の際にも支払わなければならない。

第3部 商標を出願することができる者

規則 300 出願人

出願人は、個人又は法人とすることができる。全ての商標出願は、出願人の名義で行うべきであり、出願人は、出願書に署名することができる。複数の出願人がいる場合、その全員が出願人として名を連ねるべきであるが、出願人は、すべての出願人のために、かつ、すべての出願人を代表して出願書に署名することができる。

規則 301 譲渡された商標

商標の全権利が譲渡された場合、出願は、出願に署名することができる譲受人の名義で行うことができる。譲受人が法人である場合には、その役員は、本人に代わって出願書に署名することができる。共有部分又は未分割の持分の場合、共同所有者の各自が出願に署名するが、彼らのために署名する共通の代理人が任命されている場合を除く。

規則 302 代理;送達宛先

出願人がフィリピンに居住していない場合、又はフィリピンに実質的かつ効果的な商業的存在がない場合、当該出願人は、商標に影響を与える手続において通知又は手続を送達される居住代理人を書面で指定するものとする。指定書は、その提出を要求するオフィスアクションの郵送日から2月以内に、代表者の名称及び住所等を記載した上で、提出しなければならない。

指定書が2月の期間内に提出されない場合、出願は放棄され得る。

通知及び／又は手続の電磁的複製は、最後の指定に記載された公式電子メールアドレスを通じて、権限を有する代理人に送達されるものとする。出願人は、通知及びその他の発行物を送付することができる別の電子メールアドレスを提供することを選択することもできる。

委任状による代理人の任命に関するその後の変更は、所定の手数料とともに書面で事務局に提出するものとする。

規則 303 出願人は弁護士に代理することができる

商標権者は、弁護士又は代理人を立てずに登録出願を行い、手続を進めることができるが、出願人／登録人が希望する場合、又は規則 400(e)に基づき出願人／登録人がフィリピンの居住者でない場合など本規則で要求される場合には、出願人を弁護士又はその他の権限を有する代理人が代行することができる。

規則 304 委任状又は授權状

出願時には、委任状又は授權状は必要としない。ただし、事務局は、弁護士又はその他の者に対し、委任状を要求することができる。代理人又は認定代理人が出願又は登録に関して最初の措置又はさらなる措置をとることを許される前に、その提出を要求するオフィスアクションの郵送日から2月以内に同書類を提出しなければならない。

委任状又は授權状が2月の期間内に提出されない場合、出願は放棄され得る。

代理人又は準弁護士は、本人の書面による承認がある場合に限り、弁護士によって任命することができるが、第二弁護士によって任命された第三弁護士は、認められない。

規則 305 出願人の死亡、心神喪失、又は無能力

出願人が死亡したか、心神喪失となったか、又はその他の理由で無能力となった場合は、死亡又は心神喪失もしくは無能力となった出願人の法的に任命された執行者、管理人、後見人、保佐人又は代理人は、出願人、遺産、相続人又は出願人の利益承継人に代理して出願を遂行することができる。

規則 306 署名その他自己を特定するための手段

署名が要求される場合、事務局は以下を受理するものとする：

- (a) 手書きの署名
 - (b) 印刷又は押印された署名など、他の形式の署名の使用、又は、手書きの署名に代えて、印鑑を使用すること：ただし、印章を使用する場合は、署名者の名称、住所、電話番号を文字で表示しなければならない。
 - (c) 後に適用される法律及び発行物の規定に基づいたデジタル署名
- 前項にいう署名その他自己を特定するための手段については、当該署名が登録の権利放棄にかかわる場合を除き、認証、公証、検認、公認その他の証明を必要としない。

第 4 部 商標出願

規則 400.1 出願要件

すべての出願書類は、局長宛にフィリピン語又は英語で作成され、以下の内容を含むものとする：

- (a) 登録を希望する旨。
- (b) 出願人の氏名、住所及びその他の連絡先。
- (c) 出願人が国民である、又は住所を有する国の名称、及び出願人が現実かつ真正の工業もしくは商業上の営業所を有する国の名称。
商業施設がある場合は、商業施設。
- (d) 出願人が法人である場合、その組織及び存続の根拠となる法律。
- (e) 出願人がフィリピンに居住していない場合、必要に応じて審査官が委任状を要求することができる居住代理人又は代表者の選任を行うこと。
- (f) 出願人が先の出願の優先権を主張する場合には、以下の宣言書。
その先の出願の優先権を主張するために、以下の事項を示すものとする：
 - i 先の出願が行われた国内商標局の州名。
出願された場合、又は国内商標局以外の商標局に出願された場合
事務局、その事務局の名称。
 - ii 先の出願が行われた日付。
 - iii 可能な場合、先の出願の出願番号
- (g) 出願人が色彩を商標の特徴として主張したい場合には、その旨、主張する色彩の名称及び各色彩について、その主要部分の表示を記載すること。
商標であって、その色彩を有するもの。
- (h) 商標が立体商標、色彩商標、動き商標、位置商標、ホログラム商標である場合には、その旨を記載したものであること。
- (i) 本規定又はその後の規定による商標の複製。

を発行する:

- (j) 本規則で定めるところにより、登録商標の名称又は登録商標の複数の名称を登録したもの。
- (k) 登録を受けようとする商品又はサービスの名称をニース分類の区分に従って分類し、各商品又はサービスのグループが属する同分類の番号を併記すること。
- (l) 出願が団体商標に関するものである場合には、その旨の表示。
- (m) 出願人又は権限を有する代理人による署名又はその他の自己証明。

規則 400.2 団体商標及び認証マーク

団体商標又は認証マークの登録出願は、当該商標を指定し、場合により、団体商標の使用を規定する協定があるときはその写し、認証マークの使用を規定する認証機関が定めた基準の写しを添付しなければならない。

規則 401 事務局の出願様式

出願の提出は、以下のようにオンラインで行われる。規則 503 に基づき要求される場合であっても、事務局は、電子形式又は印刷形式で利用可能な標準的な出願書を提供するものとする。この書式は、使用することが可能で、規則 503 に規定される例外的な状況においてのみ提出される。

規則 402 商標の複製

出願時に、出願人の商品及び／又はサービスに実際に使用され、又は使用されることが意図されている商標を実質的に表す商標の複製物 1 点を提出するものとする。複製物は、明確かつ読みやすく、黒インク又はカラーで作成され、IPOP HL 電子公報に掲載されたときに明確に複製できるものでなければならない。複製物の電子写しは、オンライン・ファイリング・システムを通じて提出する必要がある。電子的複製物は jpg 形式、8cm×8cm 以内、2MB 以内でなければならない。

文字商標の場合、例えば、デザイン、レタリングのスタイル、色、発音区分符号、特殊な句読点など特別な特徴を示す必要がない場合には、商標は標準的な文字で表現されなければならない。複製する商標の仕様及び／又は説明は、出願書類に記載し、又はウェブサイト上で公告する。

立体商標の場合、商標のすべての特徴を十分に描画していれば、単一の視点による図面を提出することができる。単一の視点での表現が不適切又は商標の全体の形状を表すのが難しい場合、正面図、側面図など、適切に表示された 6 つ以内の視点による図面を 1 つの jpeg ファイルとして提出することができる。

色彩商標が、ある形によって定義されるのではなく、二次的な意味を持っている場合。法律及び発行物により定義された、色の濃淡について通常言葉で説明したものを添付した色見本の複製を一緒に提出する必要がある。

複数の色を組み合わせた出願の場合、色の体系的な配置を詳細に説明することが必要である。説明が複雑な場合、出願人は、商品、包装又はサービスに適用された請求された色彩を示す絵画表現を提出することができる。ただし、商品又は包装の形状が商標の一部として主張されていないことを示すため、絵図は破線又は点線で表示されるべきである。出願人は、主張する色を説明するために、国際的に認められたカラーマッチング又は識別システムからの指定を含めることもできる。ただし、そのような国際的な指定を示さない場合でも、出願が却下されることはない。

位置商標の場合、商標の配置と関連する商品又は包装に対するサイズ又は比率を示す商標の図面又は複製が必要である。出願人は、商標の配置に関する説明も提供することができる。

動き商標の場合は、描かれた動きに対応する明確で正しい静止画の順番を提出する必要がある。画像の枚数に制限は無いが、1つの jpeg ファイルとして提出する必要がある。また、その動きを順を追って説明する明確で詳細な説明文を提出する必要がある。出願人は、分かりやすくするために、mp4 形式のビデオクリップ又はグラフィックインターチェンジフォーマット (gif) の一連の静止画を提出することもできる。

ホログラム商標の場合、商標のすべての重要な特徴を示す様々な図のそれぞれが複製物に描かれていなければならないが、1つの jpeg ファイルとして提出しなければならない。提出された複数の図は、商業的印象が1つだけでなければならない。単純なホログラムの場合、複数の図は必要なく、単一の表現で構わない場合がある。

立体商標、位置商標、カラー商標については、上記の要件に加えて、規則 604 に基づく必要な免責事項を示すために、必要な破線又は点線が表現に十分に描かれている必要がある。また、出願人には、請求された要素に関する明確かつ正確な説明と、請求された要素に関連する情報を提供しなければならない。商標における未請求の部分。商標に単語、デザイン、シンボルが含まれている場合、説明書にはこれらの要素も記載しなければならない。

ただし、本規則の規定は、出願日の付与を目的として出願を完了したとみなすか否かを決定する際に、自由に解釈されるものとする。

規則 403 ラベルの提出

説明のため、出願人は、商品に実際に使用され、又は使用されることが意図されたラベル、又はラベルのコンピュータプリントアウトを提出することができる。

保護しようとする商標は、医薬品の調剤又は製品の場合、法律で要求される場合を除き、可能な限り、商品の一般用語よりも大きく、支配的でなければならない。

規則 404 翻訳／翻字

商標又は商標の一部が外国語、文字、又は外国語音である場合は、商標又は商標の一部の翻訳又は翻字を願書に添付しなければならない。

規則 405 商品及びサービスの分類

出願人は、登録を求める商品及び／又はサービスをニース分類の区分に従ってグループ化し、各グループの商品又はサービスが属する区分の番号を付して表示しなければならない。ニース分類は、世界的な所有権機関 (WIPO) により発行された最新版であるものとする。

ニース分類の旧版に基づき分類された登録商標の商品及び／又はサービスは、登録の更新時に、審査官により最新版と一致するように再分類されるものとし、再分類により追加の分類が生じた場合には所定の手数料が支払われるものとする。このような再分類は、登録の更新前に登録人が要求し、その要求の審査及び適切な手数料の支払の後に事務局が許可することもできる。

事務局は、ニース分類のいずれかの区分に分類され得る限り、他の用語の受け入れを宣言することができる。

規則 406 広義の用語

いかなる出願においても、事業又はサービスを特定するために広義の用語を使用することは容認されない。ただし、外国登録に基づく出願は、外国登録が商品及び／又はサービスを特定するために広義な用語を使用しているすべての場合において、当該外国登録が対象とする商品を特定する

ことを要求されるものとする。区分の見出しは認めるが、当該分類に属するすべての商品及び／又はサービスではなく、記載された商品及び／又はサービスのみを対象とし、かつ、商品及び／又はサービスの性質について誤解を与えるものであってはならない。

規則 407 商品及び／又はサービスに対する単一の登録

1つの出願は、ニース分類の1つの区分に属するか又は複数の区分に属するかにかかわらず、複数の商品及び／又はサービスに関するものとして行うことができる。ニース分類の複数の類に属する商品及び／又はサービスが1つの出願に含まれる場合、当該出願は1つの登録をもたらすものとする。

規則 408 出願の分割又は合併

「当初の出願」と呼ばれる複数の商品及び／又はサービスの区分に言及する出願は、出願人によって以下のように分割されることがある。最初の出願で言及された区分を後者に分配することにより、「分割出願」と呼ばれる2つ以上の出願を行うことができる。一つの区分は、所定の手数料を支払うことにより、2つ以上の個別の出願に分割することができる。

分割出願の要求は、登録前であればいつでも提出することができる。

当該請求と対応する支払を受領した場合、事務局は分割された出願に出願番号を割り当てるが、出願日は最初の出願の出願日と同じとする。

出願人の請求及び対応する手数料の支払により、外国出願／登録に一部基づき、外国出願又は登録に含まれない商品及び／又はサービスの区分／区分を対象とする現地出願の複数区分出願は、以下のように分割される：

- (a) 条約による優先権の対象となる商品／サービスの区分／区分を有する出願、及び
- (b) 条約による優先権の対象とならない商品／サービスの区分／区分を有する出願。

外国出願／登録に含まれる商品／サービスの区分／区分を対象とする分割出願／単体のみが、条約による優先権の利益を維持するものとする。外国出願／登録に含まれない商品／サービスの区分／区分を対象とする分割出願／登録は、最初の出願の出願日を付すものとする。

同一の出願人に属する分割出願の併合請求は、異議申立てのための商標の公告前であればいつでも行うことができる。合併を求める書面を出願人が提出し、必要な手数料を支払わなければならない。

第5部 出願日

規則 500 出願日

優先権に関する規定に従い、出願日は、事務局が正しい出願手数料の支払及び英語又はフィリピン語による以下の情報を受領した日とする：

- (a) 商標の登録出願書
- (b) 出願人の法的身分証明書
- (c) 出願人及び代理人がいる場合には、その物理的及び公式な電子メールアドレス
- (d) 出願された商標の明確かつ十分な複製物
- (e) 登録を求める商品及び／又はサービスのリスト

一般に、通信は、料金の支払いが必要な場合を除き、オンラインで送信された日に提出／受領されたものとみなされる(この場合、通信が料金全額とともに送信されたときが受領の日となる)。

出願手数料の不払い又は不十分な支払いの場合、出願人は出願手数料の支払いを完了するために3暦日が与えられ、元の出願日が与えられる。その後、出願手数料の一部支払いや払い戻しはできない。

すべての場合において、提出された書類は完全であり、既存の要件に適合していなければならない。そうでない場合は、提出されなかったものとみなされ、所定期間の経過を止めることはできない。登録出願書、通信文及び添付書類の提出は、本規則 502 に準拠するものとする。

規則 501 出願料

その他の料金-出願日に応じた出願料は、以下の料金を含むものとする：

- (a) 基本料金
- (b) カラー請求料(該当する場合)、及び
- (c) 異議申立てのための出版物料

また、出願手数料には、該当する場合、以下のものが含まれ、前払いすることができる：

- (a) 優先権主張手数料
- (b) 優先権審査手数料、及び
- (c) 発行手数料及び第2公開手数料

出願料は、出願が何らかの理由で登録に至らなかった場合、IPOP HL が弁済する義務を負うことなく、政府に代わって没収されたものとみなされる。

規則 502 出願番号及び出願日

正式審査及び実体審査の前に出願が出願日の要件を満たしていない場合、事務局は出願人に通知し、出願人は通知の郵送日から2月以内に必要な出願を補完又は訂正しなければならない、さもなければ出願は未提出とみなされる。

出願が、出願手数料及びその他の表示を事務局が受領した時点で出願日付与の要件を満たしていなかった場合、付与された出願日は取り消され、新たな出願日が事務局の記録に記載されるものとする。新たな出願日は、出願人に対する通知に規定された完成又は訂正された出願を事務局が受領した日とする。

規則 503 出願の方法及び事務局通信の送信

出願又は関連する通信の提出は、事務局のオンライン提出システム、すなわち eTMFile を通じてのみ行うものとする。eTMFile の使用は、既存のガイドライン及び事務局が将来発行するその他の発行物に準拠するものとする。

事務局に対するその他の連絡は、事務局のオンライン提出システム(すなわち、eDocFile)を使用してオンラインで提出することができる。

例外的な状況(例えば、天災地変、長時間のシステムダウン)においては、長官又は商標局長の命令により、電子的手段(例えば、Eメール: bot@ipophil.gov.ph)、直接配達、宅配便、又は書留郵便で、事務局へ書類を提出することができる。

規則 504 郵送日

送信された書類は、不受理が明らかに事務局に起因する場合を除き、本規則に定める郵送日に受領されたものとみなされる。当該送付物が事務局の過失により受領されなかったことを証明する責任は、出願人／登録人にある。

第6部 登録出願の審査手続

規則 601 審査の順序;優先処理

出願は、出願日付与に係る要件が庁に対して完全に満たされた順番で、登録要件について審査される。通常、庁によって付与された出願番号の順番に従うものとし、出願番号の大きい出願が出願番号の小さい出願よりも早期に審査されることはないが、出願番号の大きい出願の出願日が出願番号の小さいものの出願日より早い場合はこの限りでない。

以下のいずれかに該当する商標出願については、宣誓の上、手数料を納付し、審査官の承認を得て、訴訟及び／又は審査の優先権を付与することができる：

- (a) 過去に登録された商標の同一登録人又は譲受人による再出願
 - (i) 3年目の DAU もしくは DNU を提出せず、又は維持要件を満たさないために登録簿から削除された商標の同一登録人又は譲受人による再出願の場合
 - (ii) 更新の不提出又は提出遅延により失効した場合
- (b) 過去に出願された商標の、出願人による再出願
 - (i) 放棄され、もはや復活することができない場合
 - (ii) 3年目の DAU 又は DNU を提出しなかったために拒絶された場合
- (c) 国家、政府間又は国際機関の商標、名称又は名称の略称、ロゴに係る登録出願
- (d) 短期間又は定期的に行われるスポーツ競技の商標、名称、名称の略称、ロゴの登録出願で、スポーツ活動の開始前に、営業上の信用又はイメージを促進するために登録が必要であるもの
- (e) 国内外を問わず、短期間に実施される見本市・博覧会に出展・参加する出願人の商品・サービスの商標、名称、略称、ロゴの登録出願
- (f) 宗教、社会、慈善、教育活動の商標、名称、略称、ロゴの登録出願で、その目的又は目標を達成するために早期登録が必要なもの
- (g) ドメインネーム(サービスマークとして)、及び
- (h) 本情報及び本情報で使用される商標、サービスマーク、及び商号。通信技術(ICT)インフラ、又は
- (i) パンデミックの準備や対応、公衆衛生上の緊急事態への対処に直接関連する商品又はサービス(医薬製剤やワクチン、マスク、フェイスシールド、手袋、実験衣などの個人防護具(PPE)、医療機器や実験器具、除菌剤、消毒剤、科学・実験サービス、医療サービス)に使用する、又は使用する商標の出願

規則 602 審査官の管轄権

審査官は、すべての登録出願書の審査、及び異議申立てのための IPOPHL 電子公報への掲載の許可について、原裁判権を有するものとする。審査官の決定は、最終的なものである場合、局長への請願及び不服申立に従うものとする。出願人、その弁護士又は代理人は、係属中の出願から生じる問題を、担当審査官又はその監督者にのみ取り上げるものとし、事務局の他のいかなる者にも取り合わないものとする。

規則 603 出願の審査; 審査官による処分

審査の結果、何らかの理由で出願が登録できないと判断された場合、出願人にはその理由が通知され、出願の更なる遂行に役立つ情報及び参考資料が提供される。

出願審査中に、事務局が出願中の表示又は要素の真実性を合理的に疑う事実的根拠を発見した場合、審査官はその疑いを取り除くのに十分な証拠を提出するよう出願人に要求することができる。この証拠は、特に所有権に関する宣誓書及び／又は誠実に関する宣誓書の形式とすることができる。

すべての審査官は、最初のオフィスアクションの発行時に存在するすべての異議事由を含めることが要求される。断片的な処分は禁止されるものとする。

規則 604 免責事項

免責事項の基本的な目的は、複合商標の重要な要素が複合商標とは別に排他的に流用されていないことを記録することである。複合商標の一部を構成する商標の以下の部分は、登録を許可するために免責されなければならない、すなわち：

- (a) 普通名称
- (b) 説明的事項(複合商標のマットを記述する絵画的表現を含む)
- (c) 慣用的な用語、記号又は表示
- (d) 商標、サービスマーク又は商号として機能しない事項、又は
- (e) 商標の機能的部分

立体商標の場合、出願の対象が、容器のような立体物に付された形状の一部又は形状の必須要素のみからなる場合には、商標の一部として主張される形状の部分を実線で示し、主張されない部分がある場合には、破線で示す必要がある。また、機能的なもの、識別性のないものなど、商標として登録できない要素も、商標の一部として主張されていないことを示すために、破線で表示する必要がある。

位置商標や色彩商標の場合、適宜、出願人は、出願の一部を構成することを意図していないこれらの要素の免責を識別するために、破線を使用する必要がある。

商標の特定の要素を破線で表現することが現実的でない場合、又は破線によって結果、商標の複製が不明瞭になる場合、出願人は実線を使用することができる。ただし、出願人はこれらの要素を特定し、これらの要素が商標の一部でないことを説明文に記載しなければならない。

商標の請求されていない部分が破線で描かれていない場合でも、出願時の説明で、提出された表現における一部の要素が請求されていないことが明らかであれば、事務局は免責事項を受理するものとする。

このような放棄は、放棄された事項に関して他の法律に基づいて当時存在していた又はその後生じた出願人の権利を損なうものではなく、また、放棄された事項が出願人の商品、事業又はサービスの特徴となっている場合、後日の別の出願で登録される出願人の権利を損なうものではなく、影響するものでもない。

審査官が、商標の一部に放棄すべき登録不可能な事項が含まれていると判断した場合、審査官は、オフィスアクションにおいて、その結果を出願人に伝えるものとする。出願人が審査官による権利の部分放棄の要求に応じない場合、審査官は、出願が最終処分のある状態にあるときは、その要求を確定的なものとしなければならない。

権利の部分放棄は、一部の区分、一部の商品及び／又はサービスについて認めることができる。

規則 605 追加陳述書及び／又は図面の提出、審査官による措置

審査官は、以下のような場合、追加提出を求めることができる。ただし、追加表現は、商標又は商標の性質を実質的に変更してはならない。

規則 606 応答期間、出願人による行為

出願人は、審査官の措置の郵送日から2月以内にこれに応答しなければならない。この応答は完全でなければならない。審査官によって提起されたすべての問題に対処しなければならない。応答期間は、出願人による書面による要求と所定の手数料の支払いにより、2月間延長することができる。いかなる場合も、回答期間の合計は、本規則 504 に定める回答を必要とする審査官の措置の郵送日から4月を超えないものとする。

規則 607 通信;原本が必要な場合

事務局は、規則 503 で言及されているオンライン提出システムを通じてのみ送信される通信を受理するものとする。

印刷又は印字出力された通信及び裏付け文書(手書き署名及び適切な公証があるものを含む)のスキヤンの写しは、Portable Document Format(pdf)で提出されるものとする。ただし、事務局は、その裁量及び合理的な理由により、商標の権限に影響を与える証書、ライセンス契約及び任意解約を含むがこれに限定されない文書の原本又は認証済みの真正の写しの提出を要求することができる。要求された書類は、通知の受領から2月以内に提出されなければならない。さもなければ、オンラインで提出された写しは撤回され、記録から抹消されたものとみなされる。すべての場合において、当該書類が事務局によって受領されたことを証明する責任は、出願人にある。

無関係な添付書類を含め、オフィスアクションに回答しない通信は、提出されたものとみなされず、記録から抹消されるものとする。

規則 608 再審査

出願人による応答後、出願は審査官により再審査又は再審理され、登録が再び拒絶され、又は形式的要件が主張されたが最終的なものであるとは述べられない場合、出願人は再度応答することができる。

規則 609 最終処分

その後の再審査又は再審理において、審査官は、登録の拒絶又は要件の提出もしくは遵守が最終的なものであることを表明することができる。したがって、出願人の救済手段は、局長への異議申立て又は審査官による要求事項の遵守に限られる。

規則 610 放棄;不完全な応答

出願人が、審査官の措置の郵送日を起算点として所定の期間内に応答しないか、又は完全な応答を提出しない場合、前述の期間の最終日の翌日に出願は放棄されたとみなされる。出願人にはこの旨を通知されるものとする。

規則 611 放棄された出願の回復

放棄された出願は、遅延が詐欺、事故、錯誤又は弁解すべき過失によるものであることが審査官の満足するところであり、かつ所定の手数料を支払えば、通知の郵送日から3月以内に復活することができる。

放棄された出願を復活させる請求には、完全な回答書の提出が遅れた原因の説明及び回答書を添付しなければならないが、以前にこれを提出したことがある場合はこの限りではない。指定された期間内に復活されなかった出願は、その出願が無効となったものとみなされる。3月の復活期間の満了により、放棄が確定される。出願人又は正式な代理人には、それに従って通知されるものとする。

規則 612 4月より短い期間、延長請求を行う時期

出願人は、4月より短い期間で出願を行うことを要求される場合がある。

出願人が4月未満で回答が必要であることを書面で通知されない限り、延長を含め最大4月の期間が認められる。

4月未満の期間が設定された場合の回答までの期間は、以下の場合に限り延長される。正当かつ十分な理由があり、かつ合理的な期間が指定されている場合、かかる延長の請求は、出願人の回答が期限となる日以前に行わなければならない。すべての場合において、その処分に対する回答を提出するための最長期間は、処分の郵送日から4月を超えないものとする。

規則 613 審査官による処分の停止

事務局による処分は、正当かつ十分な理由による出願人の書面による請求により、指定された合理的な期間、及び必要な手数料の支払を条件として一時停止することができる。審査官は1回のみ停止を認めることができ、それ以上の停止は局長の承認に従うものとする。

規則 614 優先権の主張を伴う出願の許可

外国出願に基づく優先権の主張を伴う出願で残された唯一の問題は、当該外国出願の登録である場合、審査官はその出願を許可するものとする。

審査官は、出願を行った外国知的財産権庁のオンライン商標データベースから、商標が登録されているかどうかを確認する。外国出願が登録されている場合、許可された商標は、異議申立てのために公告されるものとする。

許可時に外国出願が登録されていない場合、又は外国知的財産庁がオンライン商標データベースを有していない場合、審査官は、許可及び延期通知において、当該通知の郵送日から1年以内に外国登録証の写しを提出するよう出願人に要求するものとする。出願人の請求により、所定の手数料の支払を条件として、外国登録証の写しの提出期間は、最初の1年の期間の満了から数えて1年間、延長することができる。出願人が延長を請求しない場合又は延長期間内に外国登録証の写しを提出できない場合には、優先権の主張は放棄されたものとみなされる。出願はその後、所定の手数料を支払うことにより、異議申立てのために公開される。

規則 615 明示の放棄

出願人又はその委任を受けた代理人が署名した放棄宣言書を事務局に提出し、所定の手数料を支払えば、出願を自発的に放棄することができる。

規則 616 出願の修正

出願は、審査官による異議を克服するため、又は審査の過程で生じるその他の理由により、正しい形に修正する場合がある。

規則 617 商標、商品及び／又はサービスの複製に関する修正

商標の複製に関する審査中に要求された修正は、正当な理由がある場合にのみ許可されるが、商標又は商標の性質が実質的に変更される場合には、行うことができない。

当初出願した商品及び／又はサービスに関連し、同じ区分に該当する商品及び／又はサービスの追加による修正は、許可される場合がある。また、削除による修正も同様に認められる。

規則 618 修正のマーキング方法

すべての修正において、抹消又は挿入される正確な語句を特定し、抹消又は挿入が行われる正確な箇所を示さなければならない。

表示を修正する場合、商標の請求される部分と請求されない部分を描写するために実線と破線を適用する規則に従わなければならない。また、修正の簡単な説明も提出しなければならない。

規則 619 出願人による事務局の文書又は記録に手を加えることの禁止

出願人又は代表者もしくは代理人は、事務局の書類又は記録にいかなる消去、追加、挿入又は切除も行ってはならない。

第 7 部 公告、許可及び登録証の発行

規則 700 IPOPHL 電子公報における公告;審査官の管轄権の終了

登録出願は、登録証の発行前に異議申立手続きを受けることができる。したがって、登録出願の審査又は再審査の結果、担当審査官にその商標が登録可能であると思われた場合、IPOPHL 電子公報に異議申立てのために公開される。その結果、出願人には、その旨が通知される。

出願に対する審査官の管轄権は、局長が異議申立てのために商標を公告するよう命じた後、消滅する。

規則 701 審査官は許可された出願を自己の管轄に差し戻すように請求することができる。

審査官は、許可後又は許可された出願の公開から 1 月以内であって登録前に、当該審査官による書面による請求と、商標の登録に対する新たに発見された異議に基づく局長の承認により、当該出願に対する管轄権を再び行使することができる。

出願の差し戻し後、審査官によって勧告された修正があれば、局長によって承認され、許容を撤回することなく行われることができる。審査官は、同様に、新たに発見された異議申立てに基づき、後続の訴訟を提起することができる。

規則 702 異議申立てのための公告;広告前出願の機密性

本規則に定めるすべての商標及び商号の異議申立てのための公告に関するすべての事項は、事務局が担当する。

係属出願のファイルへのアクセスは、商標、商号、又はその他の所有権のマークの異議申立てのための公告前に、出願人の書面による権限なしに誰にも与えられない。出願が公開された後は、DAU

及び提出された使用証明を含むファイルへのアクセスは、請求及び所定の手数料の支払により一般に公開される場合がある。出願人の氏名及び住所、代理人又は正式な代理人の氏名及び住所、商標、商号又はその他の所有権の商標の説明、出願に記載された商品及び／又はサービス並びに対応する区分番号、出願番号及び出願日に関する情報は、事務局のウェブサイト上で公開されるものとする。

規則 703 出願の許可及び登録証の発行

異議申立て公告後 30 日以内に異議申立てがなされない場合、商標は異議申立ての期間満了の翌日に登録されたものとみなされる。法務局から異議申立て期間延長の申立があった場合は、延長期間満了の翌日に登録されたものとみなされる。

異議申立てがなされた場合、出願に正当な手続を与える決定又は最終命令が確定した日に商標が登録されたものとみなされるものとする。

登録証発行のための手数料が支払われていない場合、審査官はその旨を出願人に通知するものとする。出願人は、通知の郵送日から 2 月以内に登録証発行のための対応する手数料を支払わなければならない。そうでない場合は、登録商標は放棄されたものとみなされるものとする。ただし、放棄された登録は、本商標規則の要件に従って復活させることができる。

登録証の発行は IPOPHL 電子公報に掲載され、事務局の記録に記載されるものとする。

規則 704 和解の場合における再公告

商標が和解及び／又は妥協の合意の対象であり、商標、その説明及び／又は仕様に修正があった場合、修正された商標は公衆の情報のために再公告され得る。

第 8 部 登録の効果及び通知

規則 800 付与される権利

登録商標の所有者は、所有者の同意を得ないすべての第三者が、その商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の商標又は容器を取引上使用し、その使用により混同のおそれがある場合に、その使用を防止する排他的権利を有するものとする。同一の商品又はサービスに対して同一の標章を使用する場合、混同が生じる可能性が推定されるものとする。

フィリピンにおいて登録された周知商標の所有者の排他的権利は、当該商標が登録された商品と類似しない商品及びサービスに及ぶものとする：ただし、これらの商品又はサービスに関して商標を使用することは、これらの商品又はサービスと登録商標の所有者との間の関係を示すものであることを条件とする：ただし、そのような使用により登録商標の所有者の利益が害される可能性があることを条件とする。

規則 801 有効期間

登録は 10 年間効力を有し、10 年ごとに更新可能である：ただし、本規則に定める必須の DAU が提出されていることを条件とする。

規則 802 登録証

商標の登録証明書は、登録の有効性、登録人の商標の所有権、及び登録人が証明書に明記された商品又はサービス及びそれに関連するものに関して商標を使用する排他的権利を有することの一応の証拠となるものとする。この目的のため、デジタル署名された登録証明書は、従来から署名されている証明書と同じ法的効果を有するものとする。

商標、商号又はその他の所有権の商標が登録された後、その件に関するすべての文書は一般閲覧の対象となり、利害関係者の書面による請求及び必要な手数料の支払により写しが提供される。

規則 803 登録証の内容

商標の登録証には、以下の事項を記載しなければならない：

- (a) 商標の複製
- (b) 商標の性質
- (c) 登録番号
- (d) 登録名義人の氏名
- (e) 登録名義人の住所、及び登録名義人の住所がフィリピン国外の場合は、国内での送達のための住所
- (f) 出願の日付
- (g) 登録の日付
- (h) 優先権が主張されている場合、その旨、及び番号、日付、及び登録日出願国／出願事務局、優先権主張の基礎
- (i) 登録が付与された商品及び／又はサービスのリストであって、対応する区分又は分類の表示
- (j) 免責事項、主張する色、商標の説明(ある場合)、商標の翻訳／翻字(ある場合)、及び規則が適宜規定するその他のデータ

登録証又は更新登録証には、実務上可能な限り、本規則に定める DAU の提出期間に関する情報を記載しなければならない。

第 9 部 商標の使用

規則 900 異なる形状での商標の使用

登録された形状とは異なってもその識別上の特性を変更しない形状での商標の使用は、商標の取消又は登録簿からの抹消の理由とはならず、かつ、当該商標に与えられる保護を減じない。

規則 901 登録に係る類に属する商品についての商標の使用

商標が登録された類に属する商品又はサービスの 1 つ又は複数に関連して使用された場合、その類に属する他のすべての商品又はサービスに関する商標の取消又は除去は妨げられない。

規則 902 関連会社による商標の使用

登録人又は出願人の関連会社による商標の使用は、後者の利益になるものとし、その使用は、商標又はその登録の有効性に影響を与えないものとする：ただし、当該商標が公衆を欺くような方法で使用されないことを条件とする。商品及び／又はサービスの性質及び品質に関して登録人又は出願人が管理する者による商標の使用は、登録人又は出願人の利益となる。

規則 903 商標が使用される目的以外の目的での第三者による表示の使用

商標の登録は、第三者が善意でその名称、住所、仮名、地理的名称、又はその商品もしくはサービスの種類、品質、数量、目的地、価値、原産地、生産もしくは供給の時期に関する正確な表示を使用することを妨げる権利を登録名義人に付与しないものとする:ただし、当該使用が、単なる識別又は情報の目的に限定され、商品又はサービスの出所について公衆を混同させ得ないことを条件とする。

第 10 部 登録人又は記録上の譲受人による自発的な権利放棄又は取消、補正、権利の部分放棄、誤りの訂正

規則 1000 審査官の管轄権

審査官は、自発的な権利放棄、自発的な取消、自発的な訂正に関するすべての事項について、第一管轄権を有するものとする。また、その決定は、確定的なものである場合、出願に関する審査官の最終決定と同じ方法で、局長に不服申立することができるものとする。登録のための異議申立を局長に行うことができる。この場合、登録人又は譲受人、その弁護士又は代理人は、審査官、又は局長が指定するその他の上級職員及び一般職員と、専属的に対応するものとする。

規則 1001 登録人の申請による取消

登録人又は登録人の正式な代表者もしくは代理人の申立により、事務局は登録の取消のために登録の引渡しを許可することができ、直ちに事務局の記録に適切な記載がなされるものとする。登録の取消の申立は、宣誓に基づくものとする。登録の実際の取消に先立ち、商標の任意取消の事実、公衆に知らせるために 15 日間公報に掲載されるものとする。ただし、取消の日付は、要請が事務局によって承認された日付とする。

規則 1002 登録の補正又は権利の部分放棄

登録人又は登録人の正式な代表者もしくは代理人の請求及び所定の手数料の支払により、事務局は、正当な理由があれば、登録の補正又は一部取消を許可することができる:ただし、その補正又は放棄が商標の性格を実質的に変更しないことを条件とする。登録人の請求及び所定の手数料の支払により、事務局の記録に適切な記載がなされ、代替証を発行することができる。代替証は、代替であることを明示的に記載し、行われた補正又は放棄を反映するものとする。

規則 1003 事務局によりなされた誤りの訂正

事務局の過失による登録の重大な誤りが事務局の記録により明らかになった場合には、本規則に従い、無償で新しい登録証が発行されることがある。その登録は無償で公告される。

規則 1004 出願人によりなされた誤りの訂正

登録証に誤りがあった場合、出願人はその誤りを訂正することができる。登録が行われ、その誤りが出願人の過失により善意で発生した場合、事務局は、所定の手数料を納付することにより、証明書を発行することができる:ただし、その訂正は、商標の再登録を必要とする登録の変更を伴わないことを条件とする。出願に誤りがあった場合、所定の手数料を支払うことにより、その訂正を記載するものとする。

訂正の申立は、宣誓の上、訂正を求める誤り、それが生じた方法、及びそれが善意で生じたものであることを明記しなければならない。

規則 1005 権利放棄、取消、補正、登録簿からの削除、権利の部分放棄及び訂正は公告される
権利放棄、取消、登録簿からの削除、補正、権利の部分放棄及び訂正の通知は、IPOP HL 電子公報に公告する。補正、権利の部分放棄及び訂正の公告の費用は、登録人又は記録上の譲受人が負担する。ただし、訂正の通知が庁の誤りに係る場合を除く。

規則 1006 所定様式の使用

出願人及び／又は登録人は、事務局に提出する際、IPOP HL 所定の様式を使用することが要求される。出願人及び／又は登録人が所定の様式を使用して提出しない場合、当該提出物は提出されなかったものとみなされる。ただし、事務局は、提出を要求するオフィスアクションの郵送日から 30 日以内に、出願人及び／又は登録人がこの要件を遵守し所定の書式を採用することを認められる。この期間内に所定の書式を提出しなかった場合、商標は放棄され、登録簿から抹消される。

第 11 部 登録の譲渡の記録; ライセンスを含む登録商標に係わる権利に影響するその他の制度; 登録の分割

規則 1101 譲渡又は移転の形式

商標の登録出願又はその登録の譲渡は、公証され、出願人の署名を要するものとする。登録人、又はその後の譲渡の場合は記録された譲受人。合併又は他の形態の継承による譲渡は、合併証書又は当該譲渡を裏付ける文書によって証明することができる。海外で執行され公証された場合、文書は適宜、認証又はアポスティルされなければならない。

規則 1102 譲渡又は移転の記録

譲渡及び移転は、事務局で記録されるまでは、第三者に対して効力を有しない。登録及び登録出願の譲渡及び移転は、必要な手数料を支払うことにより記録されるものとする。

規則 1103 原本で提出されるべき、譲渡書、登録に影響するその他の証書又はライセンス及び翻訳文

本規則 607 の要件に従い、譲渡書類、その他の書類又はライセンスの原本又は認証された正本、及び必要な場合には宣誓のもとに検証された翻訳文を、事務局に提出することが要求され、かつ、事務局が保管するものとする。

これに応じて、文書を提出する当事者宛に、記録通知書を発行する。

規則 1104 書類の記録日

譲渡、ライセンス又はその他の文書の記録日は、適切な書式で文書を受領し、所定の手数料を支払った日である。

規則 1105 新しい登録証を譲受人に発行しなければならない

登録の譲受人の書面による請求があり、所定の手数料が支払われた場合、登録の未経過期間に対応する新しい登録証明書が譲受人に発行されるものとする。

規則 1106 事務局での手続において記録上の譲受人が取ることのできる措置

登録人又は出願人が行うことができ又は行わなければならない国内手続における行為は、譲渡が記録されている場合には、元の所有者、登録人、出願人又は先の譲受人を排除して、譲受人が行うことができる。このような譲渡が記録されない限り、いかなる譲受人も出願又は登録について行動することを認められない。

規則 1107 記録に先立つ商標ライセンス契約の許可

商標ライセンス契約は、商標が使用されるライセンシーの商品又はサービスの品質について、ライセンサーが効果的に管理することを規定しなければならない。ライセンス契約がかかる品質管理を定めていない場合、又はかかる品質管理が効果的に行われなかった場合、ライセンス契約は無効とする。ライセンス契約は事務局に提出され、その内容の機密性は維持されるが、記録し、その参考文献を公告するものとする。商標ライセンス契約は、上記の規定に従わない限り、本官庁に記録されない。ライセンス契約は、そのような記録がなされるまでは、第三者に対して効力を有しない。

規則 1108 登録の分割又は合併

登録商標の所有者は、登録の有効期間中、いつでも、所定の手数料を支払うことにより、書面及び宣誓により、登録の分割を請求することができる。請求書には、以下の事項を記載しなければならない：

- (a) 記録上の所有者及び記録上の権限を与えられた代理人又は代理人の名称及び宛先
 - (b) 商標
 - (c) 分割される証明書の番号及び発行日
 - (d) 登録を分割すべき商品及び／又はサービスであって、ニース分類表に従う当該商品及び／又はサービスの分類番号を特定しているもの、
- ただし、分割は商標の再登録を必要とする登録の変更を伴わないものとし、一つの区分を細分化してはならない。

本規則に基づく登録の分割の結果生じた分離された登録は、宣誓に基づく書面による請求及び所定の手数料の支払により、統合することができる。

規則 1109 原登録証の取消及び登録移転証の発行

登録の分割の要請が承認され、所定の手数料が支払われた場合、局長は、元の証明書を取り消し、元の証明書がカバーする残りの期間について新しい登録証明書の発行を命ずるものとする。

規則 1110 登録移転証の内容

登録移転証には、以下の事項を記載しなければならない：

- (a) 商標の複製
- (b) 商標の性質
- (c) 登録移転証の登録番号
- (d) 登録所有者の名称
- (e) 登録所有者の住所、及びその住所がフィリピン国外にある場合は、国内における送達のための住所

- (f) 登録移転証の所有者が原登録証の登録所有者と別人である場合は、原登録証の登録所有者の名称
- (g) 原登録の分割請求日
- (h) 登録移転証の発行日
- (i) 出願及び原登録の登録日
- (j) 優先権を主張する場合は、その事実の表示並びに優先権主張の基礎となっている出願の出願番号、出願日及び出願先の国／庁
- (k) 対応する1つ又は複数の分類の表示を伴う、登録移転証の対象である商品又はサービスのリスト
- (l) 登録証の原本に含まれるその他のデータ及び本規則が適宜定めるその他の情報

第12部 登録の更新

規則1200 更新請求

登録は、出願書を提出し、所定の手数料を支払うことにより、その満了時に10年間更新することができる。請求書には、以下の表示及び／又は添付書類を含まなければならない：

- (a) 更新を希望する旨の表示
 - (b) 登録人又は権利承継人(以下「権利所有者」)の名称、住所及びその他の連絡先
 - (c) 登録番号
 - (d) 更新される登録の原因となった出願の出願日
 - (e) 権利者に正規の代表者又は代理人がいる場合、その代表者又は代理人の名称及び住所。
 - (f) 更新を要求する記録された商品又はサービスを、以下の項目に従ってグループ化したもの。ニース分類の最新版の区分；
 - (g) 権利者又は権利者の委任を受けた代理人もしくは代行者による署名。
- 商標の重要な変更の場合には、新たな出願をしなければならない。

規則1201 更新請求の提出時期

更新請求は、登録が発行され又は更新された期間の満了前6月以内、又は満了後6月以内であれば、所定の追加料金又は割増料金を支払うことを条件に、いつでも行うことができる。

規則1202 審査官の管轄権

審査官は、更新登録の出願に対して原審の管轄権を有するものとし、その決定が確定した場合には、本規則に定める条件の下、局長に不服申立することができるものとする。審査官は、更新拒絶の最終決定及びその理由を登録人に通知するものとする。

規則1203 記録上の非居住者による更新

更新登録請求の対象である商標の登録人、譲受人又はその他の所有者がフィリピンに住所を有していない場合において、その代理人でない又は記録上の居住代理人でない者が更新請求をしている場合は、請求する者を代理人として指名する委任状を提出しなければならない。かつ、当該委任状については、所定の手数料を納付し、事務局が更新請求について対処する前に記録を受けなければならない。

規則 1204 引き渡されるべき共和国法律第 166 号に基づいて発行された登録証

共和国法第 166 号に基づき付与された登録証は、当該登録証の公式写しが事務局のファイルにならない場合、更新時に国内官庁に引き渡されなければならない。共和国法第 166 号に基づき付与された登録証の引渡し後、その更新出願人は、要求に応じて、適切な手数料を支払うことにより、その証明書を取得することができる。

規則 1205 更新登録の拒絶;局長への不服申立

更新出願書は、審査官により正当な理由により拒絶されることがある。この場合、更新出願書は、拒絶に対応して記入又は修正することができ、また、拒絶が確定した時点で局長に不服申立をすることができる。

規則 1206 登録更新証

事務局は、更新証明書の発行に必要な手数料を支払うことにより、更新証明書を発行するものとする。更新証明書の発行は IPOPHL 電子公報に掲載され、事務局の記録に記載されるものとする。登録更新証には、以下の事項を記載するものとする:

- (a) 登録番号
- (b) 商標の性質
- (c) 更新の対象となる商標
- (d) 原登録及び更新登録の日付
- (e) 更新登録の有効期間
- (f) 登録の更新を承認する長官の命令に含まれる制限を含め、本規則に規定される登録証に記載されることが要求されるすべてのデータ

第 13 部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容

登録出願又はその更新が、出願又は関連文書に開示された事実、審査官が参照した文献、及び適用法(法令及び判決)に基づき許可されるべきか否かを決定する機能は、準司法的機能であり、司法裁量の行使を伴う。

したがって、このような機能に関して、局長は審査官を直接管理・監督することはできず、審査官が登録の付与やその他の措置について行う勧告の審査や、不利な最終決定に対する申立や不服申立による審査を通じて行われる一般的な監督のみを行う。

規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分適切性を問う局長への申請

審査官により行われた処分又は要求であり、不服申立の対象とならず、また、その他適切な事情におけるものについては、局長に嘆願書を提出することができる。

当該申請及び提出することができるその他の申請は、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含まなければならない。当該嘆願書及び提出され得る他の嘆願書には、関係する事実及び審査されるべき要点の陳述が含まれていなければならない。これを支持する準備書面又は覚書は、請願書に添付し、又はこれを具体化しなければならない。審査官は、申立書に記載された事項に関する決定の理由を記載した書面を提出するよう局長から指示されることがあります。審査官が書

面の提出を求められた場合、その写しは申立人に提供されるものとする。単に申立書を提出するだけでは、審査官の処分に対する返答のための不服申立の対象となる審査官の処分の郵送日から数えて最長4月の期間を停止することはできず、他の手続の停止として機能することもない。

規則 1302 局長への不服申立

商標又はその他の所有権に関する標章の登録出願人は、すべて、審査官が登録を確定的に拒絶した場合、局長に不服申立をすることができる。また、本規則が審査官に第一管轄権を与えている事項に関する審査官の不利な決定に対しても、局長に不服申立をすることができる。同じ理由による審査官の2回目の不利な決定は、出願人、申立人又は登録者が不服申立を行うための最終決定とみなすことができる。

規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

審査官の最終決定が所定の期間内に局長に不服申立されなかった場合、又は不服申立されたものの不服申立が認められなかった場合は、あらゆる意図及び目的において最終決定とみなされ、同一の内容に関するその後の訴訟に関して、裁判外の効果を有するものとする。混同するほど類似した商標の引用など、審査官の本分に関する措置に出願人が応じなかったために出願が放棄されたとみなされた場合、出願を放棄したと宣言する命令が確定した場合も、同様に、既判力の効果を有する。

規則 1304 嘆願又は不服申立の時期及び方法

嘆願又は不服申立は、不服申立された訴訟の郵送日から2月以内に、場合に応じて、嘆願書又は不服申立通知書を提出し、所定の手数料を支払うことによって行わなければならない。申立書又は不服申立状には、申立又は不服申立の根拠を明記し、申立人又は不服申立人、あるいは登録弁護士が署名しなければならない。請願書又は不服申立状の提出期間は、書面による請求及び所定の手数料の支払いにより、2月間延長することができる。ただし、いかなる場合にも、その期間は、不服申立された訴訟の郵送日から4月を超えることはできない。

規則 1305 不服申立人の準備書面の必要性

不服申立の場合、不服申立人は、不服申立告知書の提出日から2月以内に、延長することなく、不服申立人が不服申立を維持するために依拠する主張及び論拠の準備書面を提出するものとする。不服申立人が許可された期間内に準備書面を提出しない場合、不服申立は却下されるものとする。不服申立人の準備書面は、不服申立の通知又は申立書とともに提出することもできる。

規則 1306 審査官の答弁

審査官は、局長の要求があれば、局長の答弁提出命令から2月以内に不服申立人の準備書面に対する答弁書を提出しなければならない。不服申立人には、当該答弁書の写しを提出しなければならない。

規則 1307 不服申立人の応答

不服申立の場合、不服申立人は、答弁書を提出することができる。審査官の答弁で提起された新たな論点のみを取り上げ、当該答弁の写しを受領した日から1月以内に提出するものとする。

規則 1308 長官への不服申立

局長の決定又は命令は、不服申立人がその写しを受領してから30日以内に確定し、執行されるものとする。当該期間内に、局長に再考の申立を行うか、IPOP HL 統一不服申立規則に従って長官への不服申立を完了した場合。局長の決定又は命令に対する再考の申立は、1件のみ認められるものとする。ただし、再審議申立は、長官に不服申立をするうえで、必要とはされない。

第14部 雑則

規則 1400 IP法の施行日に係属中の出願

以下の規定は、1998年1月1日のIP法の施行日に係属中の出願に適用される。以下、この規則において「係属中の出願」という：

- (a) 係属中の出願の出願日 - 係属中の出願は、優先日又は特許・商標・技術移転局への最初の出願日を維持するものとする。
- (b) 抵触 - 改正された法律第166号及びその施行規則において抵触を宣言することが可能であった出願の1がIP法に基づいて補正され、かつ、遂行される一方で、他の出願がそのようにされないために、同様の宣言をすることができなくなった場合は、登録要件のすべてを最初に満たした出願が認められ、本規則に基づいてIPOP HL 電子公報に異議申立ての対象として公告される。その他の出願人は、出願人及び／又は異議申立人の何れが商標登録の権利を有するか否か及び商標の登録要件を含むすべての問題について決定するために、申立手数料の納付を要することなく、異議申立てをする権利を有する。

規則 1401 登録の有効期間

1997年12月31日以前に付与され、かつ、1998年1月1日のIP法施行日に係属したままの登録は、本規則に定める維持条件と同じ条件に従い、20年の有効期間を持つものとする。20年の期間を有する登録のためのDAU要件は、商標の登録日から5周年日、10周年日、15周年日から1年以内に提出されなければならない。

規則 1402 共和国法律第166号に基づいて付与された登録の更新の有効期間

共和国法第166号に基づき登録された商標は、引き続き効力を有し、本規則により登録の更新について定められた期間及び方法において更新されるものとする。更新の期間は、10年間とする。共和国法第166号に基づく補助登録簿に登録された商号及び商標で、1998年1月1日の時点で存続していたものは、引き続き効力を有するが、もはや更新の対象とはならないものとする。

規則 1403 1998年1月1日に存続していた登録

1998年1月1日のIP法施行時に存在していた商号又は商標の共和国法第166号による補助登録簿への登録又はその延長は、1998年1月1日のIP法施行後も効力を有する。1998年1月1日の知的財産法施行時に存在していた商号又は商標の共和国法第166号に基づく補助登録簿へ

の登録又はその延長は、それが付与された全期間において効力を有する。ただし、当該登録は、もはや更新の対象とはならない。

規則 1404 廃止条項

本規則と矛盾するすべての規定及び規則、命令、回覧及び覚書又はその一部は、ここに廃止され、又は適宜修正される。

規則 1405 可分性

本規則のいずれかの条項又は当該条項の状況への適用が無効とされた場合、本規則の残りの部分はその影響を受けないものとする。

規則 1406 施行

本規則は、一般紙に公示後、2023年2月4日に施行する。フィリピン大学 UP 法センターの国家行政登録局には、公示後1週間以内に本規則の写し3部を提供するものとする。

日付:1月10日 フィリピン共和国タギッグ市

サイン: ローウェル・バルバ 長官

受信者 xxxxxx

IPOPHL '23Jan10 15:24